

《 民法の基本原則 》

1. 民法の定義

民法とは『市民相互の財産や身分を規律する私法の一般法』と定義できる。具体的には私たちの日常生活していく中で、売買や賃貸、借金、保証人、担保の設定など財産に関する法律や、婚姻、養子縁組、相続、遺言などの身分に関する法律などが上げられる。

用語 『私法と公法』

私法とは私人間の様々な事を規定する法律。民法、商法がこれにあたる。反対の概念である公法とは国や行政機関などと私たち一般人の間で規定した法律である。刑法、憲法などがそれに該当する。ただし、私法と公法の区別はあいまいで民法にも公法的な性質をもつ条文がある。

2. 民法典の構成

民法典とは民法が書かれた法律のことで、1,000 以上の条文があり、その内容は以下のように分類される。

第 1 篇『総則』

第 2 編『物権』

第 3 篇『債権』

第 4 編『親族』

第 5 編『相続』

3. 民法の法源

民法は 1～5 編からなる多くの条文で構成されているが、複雑な市民生活においては条文に規定されていない場面もでてくる。この空白を補うのが、慣習と判例である。

慣習 公序良俗に反しない慣習は、法律と同じ効力を持つ(第 91 条)。

法律行為の当事者がその慣習によるという意味を持っていると確認されたときは、その慣習に従うことになる。(第 92 条)

判例 過去から積み重ねてきた裁判例も法源となり、法の意味を解釈する時にもたびたび用いられる。

4. 私的自治の原則とは

私人の法律関係は、その自由な意思に基づいてなされるべきという考え方を『私的自治の原則』という。これは、私人間の経済活動などに公人や公的機関は介入すべきではないとし、私人個々の、自己責任による自由な意思決定を意味する。ただし、原則も多分に修正されている。

5. 私的自治の原則に含まれる原則

①契約自由の原則

- ◇契約締結の自由～契約するかしないかを自由に決められる。
- ◇相手方の選択の自由～契約の相手方を自由に決められる。
- ◇契約の内容の自由～契約の内容を自由に決められる。
- ◇契約方法の自由～契約の方式を自由に決められる。

②団体結社の原則

③遺言の自由

④過失責任の原則

他人に損害を与えたときは、その損害が故意または過失という帰責性がなければ、加害者が責任を負わないとする考え方。過失とは一般人に期待される程度の注意を怠ったことである。

⑤所有権絶対の原則

個人の財産は保証され、他人はもとより国家であっても個人の財産に干渉することは許されないとする原則。

⑥自己責任原則(じこせきにんげんそく)

自己責任の原則は、金融商品取引において損失を被ったとしても、投資家が自らのリスク判断でその取引を行った限りは、その損失を自ら負担するという原則をいう。

6. 原則の修正

上記の原則は絶対的なものではなく、様々に修正される。

人は本来私的自治の原則により自由に法律行為をすることが出来るが、これをあまりに自由すぎると弊害もあるので、私権を制限する必要がでてくる。それは民法第1条に3つの基本原則が示されている。

第1条(基本原則)

1. 私権は、**公共の福祉**に適合しなければならない。

私権は、個人の『権利』であっても、社会一般の利益を害するようなものであってはならないのである。これに違反する行為は、私権としての効力は認められない。

2. 権利の行使及び義務履行は、**信義に従い誠実**におこなわなければならない。

相手方の信頼を裏切ることのないよう誠実に行動すべきであるという原則。これに違反する行為は、自己の主張が認められないだけでなく、損害賠償の対象ともなりえます。

3. **権利の濫用**は、これを許さない。

権利をむやみに濫用してはいけないという考え方。権利を主張することが一見正当に見える事でも社会的にみて許容できない場合に、この法理が適用される。そして、権利の乱用は不法行為となり、これにより損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければなりません。

《 第1章 制限行為能力者 》

過去10年間の出題分析

制限能力者制度、意思表示の規定については、ここ10年間はほぼ毎年出題されているので、この分野は確実に1点取る必要がある。

項目	占有率
無効、有効、取消し	28%
対第三者関係	66%
取消権の消滅	6%

分析表のようにこの分野では、契約が有効、無効、取消しのどれになるのか、またそれらが第三者に主張できるのか否かが鍵を握っている。

考え方のポイント

1. 契約の意思表示が、有効か、無効か、または取消しできるのか？
2. 無効主張、取消し主張が第三者にできるのか？
3. 無効主張、取消し主張は、いつまでできるのか？

この3つのポイントを確実に抑えておく必要がある。

制限行為能力者の流れ

- (1) 制限行為能力者には未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人。
- ↓
- (2) その制限行為能力者が契約をしたら、無効ではなく取り消すことができる。
- ↓
- (3) 各制限能力者が単独でできること、できないことそれぞれ異なる。
- ↓
- (4) 第三者に対抗できる要件は、制限行為能力者と取引した相手の立場は？
 - ① 第三者の対抗要件
 - ② 催告権
 - ③ 取消権の喪失
 - ④ 法定追認
 - ⑤ 取消権の時効

このような流れで制限能力者制度を学習していきます。

基本的な考え

私たちが売買契約をして商品を買う場合、物を引き取る代わりにお金を支払うが、これを法律的に説明すると、商品を買った人は物を引き渡してくださいという権利と、お金を支払わなければ成らない義務が生じ、これに対して、商品を売った人はその逆の権利と義務が生じる。

また、その結果、その人が損しようが、得しようが自分で責任をとるように定められている。これを**自己責任の原則**という。

これは、各人がする行為について損得を判断する能力があるからである。

しかし、もしこの能力の無い人にでも、この責任を負わせたら、どうなるだろうか！おそらく弱肉強食の世の中において、餌食にされてしまうのは歴然である。

簡単にいえば、物を安く売らされたり、高く買わされたりしてもこの自己責任の原則に従えば文句が言えないようになるわけである。この問題を解決しようとしているのが、制限能力者制度である。

制度の趣旨 つまり制限能力者制度の趣旨は**弱者を保護する**ために設けられた制度といえる。

要点 各々の制限能力者は、どのような場合に取消しができるのか？

1. 制限行為能力者の種類

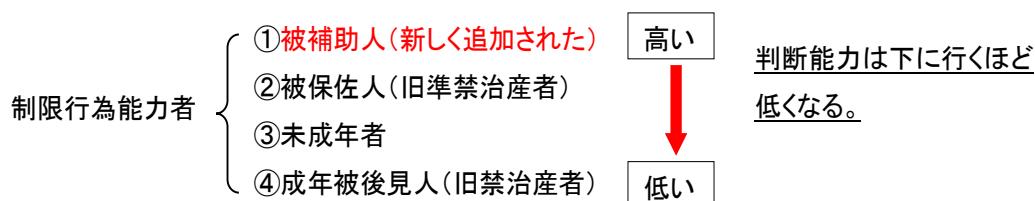
制限行為能力者とは、自分一人では法律行為が出来ない人のことをいう。つまり契約を一人でする行為能力が不十分な人が制限行為能力者である。それでは、制限行為能力者には、どのような種類があるか？

用語 行為能力

単独で完全な有効な法律行為を行うことが出来る能力のことをいいます。

例 法律行為とは法律上の効果を生じさせる行為のことで、契約(例:売買契約、遺贈)などという。

(1)制限行為能力者には、次の4種類がある！



制限能力者が単独で行った法律行為は原則として無効でなく、**取消すことができる**としているが、その制限は①～④の能力の度合いに従って保護の方法が違ってくる。

重要 無効≠取消し

無効 はじめから、全く何の効力も生じない！つまり何も言わなかったのと同じ事。

取消し 取消されるまでは一応有効だが、取消されると始めから無効だった事になる。

2. 未成年者

(1)未成年者とは

現行(2022年3月31日時点)では、未成年者は満20歳未満の者をいう。

なお、民法では男は満18歳、女は満16歳になれば父母又はどちらかの一方の同意があれば婚姻する事が出来るとなっていたが、**2022年4月1日施行**より男女とも成人年齢が20歳から**18歳に引き下げられる**ことから、女性が婚姻できる年齢が18歳に引き上げられるので、改正後、**18歳以上は成人**なので男女とも親の同意がなくても婚姻できるようになる。

(2) 保護者とは

未成年者の保護者といったら誰であろうか？ それは当然、親である。

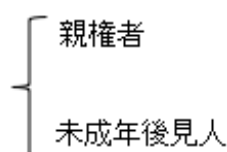
親の事を民法では親権者と言っている。しかし、世の中には、親のいない子供もいる。また、いても管理能力のない親もいる。そういう場合は、**未成年後見人**という保護者がつけられることになっている。(※未成年後見人は2人以上つけることも出来る。また法人を未成年後継人とする事も出来る。)

そして、親権者や未成年後見人のことを**法定代理人**という。

用語 法定代理人とは、本人の意思によらないで法律に基づいて定める代理人のこと。

重要ポイント

未成年者の保護者＝法定代理人



ここが出た 未成年後見人

後で述べる成年後見人は必ず家庭裁判所が選任することになっているが、未成年後見に関しては、未成年者に対して最後に親権を行う者は、遺言で未成年後見人を指定できるとしており、それでも未成年後見人となるべき人がいない場合は、未成年被後見人(本人)又はその親族又はその他の利害関係人の請求によって家庭裁判所が選任することになっている。

3. 保護者(法定代理人)の4つの権限

未成年者のために、保護者にはどのような権限があるのであろうか？

その保護者には、**取消権、同意権、追認権、代理権の4つの権限**を行使することができる。

(1) 取消権

未成年者は、大人と比べると判断能力が不十分なので、自分ひとりで契約をすると不利な契約をしてしまう恐れがある。そこで、未成年者が自分一人で行った契約は、**自由に取消す事が出来る**ことになっている。(第5条)

重要ポイント

誰が取消せるのか？

未成年者自身も取消す事が出来るし、法定代理人も取消す事が出来る。

つまり、取消権は**本人と法定代理人**にある。

(2)同意権

未成年者が自分一人の判断で契約をすると不利な契約をしてしまう恐れがあるが、法定代理人の同意を得た上で契約をすれば、そのような心配はいらない。よって、未成年者が法定代理人の同意を得て行った契約は**完全に有効で取消せない**！この同意を与えることを同意権という。

(3)追認権

未成年者が法定代理人の同意を得ないで自分一人で行った契約であっても、未成年者にとって有利な場合もある。そう言う場合には、**法定代理人が追認すると**、始めから同意が与えられていた事に成る。

重要ポイント

追認：事後承諾の事。

追認すると、取消し得る**契約の最初から完全に有効**だったことが確定する。

注意 試験で出題されるのは、

(誤) 「 追認の時から有効になる 」

(正) 「 **契約の当初に遡って有効になる** 」

例 3月2日に契約 → 3月10日に追認した場合

(誤) 「 3月10日から有効 」

(正) 「 **3月2日から有効** 」

(4)代理権

保護者には未成年者に代わって契約することができる権利を有す。また未成年者の保護者の代理権は当然にあるとし法定代理人でもある。

(5)未成年者のまとめ

原則として未成年者は、単独で契約をすることは出来ない。仮に未成年者が単独で契約したとしても、その相手方は契約を取り消されるおそれがある。どうしても決定的に契約をしたければ法定代理人の同意か又は追認かもしくは代理が必要ということになる！

※単独で契約をすると!?

未成年者が法定代理人の同意なしに自分一人で勝手にやった契約は取消せるということになる！この場合、未成年者が単独で契約を取り消す場合は、法定代理人の同意は必要ありません。なぜなら、未成年者には取消権があるからです。

(6) 取消し権の例外

しかし、これには取り消せ得ない例外が法によって幾つか設けられている！

重要ポイント

例外1 ①と②は、法定代理人の同意がなくても未成年者が自分一人で自由に行う事が出来て、取消せない(第5条1項ただし書)。

① **権利を得るだけの契約**

(例) ただでものをもらう契約など

② **義務を免れる契約**

(例) 借金を棒引きにもらう契約など

例外2 法定代理人から**処分を許された財産**

学資や小遣い等は、いちいち法定代理人の同意を得なくても未成年者が自分一人で自由に処分することができ、**取消せない!**(第5条3項)

例外3 法定代理人から**営業を行うことを許可された場合**

その営業に関する契約は、いちいち法定代理人の同意を得なくても未成年者が自分一人で自由に契約することができる。この場合も、**取消せない!**(第6条)

覚える 結果的に、未成年者は**同意無しに行った「損する契約」だけ取消せる!**

4. 成年被後見人

制限能力者のなかで一番能力が低い人！ → 成年被後見人がやった契約は、全て取消せる。単独の契約は許されない。未成年者のような例外もなし！ ただし、**日用品の購入などの日常生活に関する行為は、単独で出来る**(第9条)。

(1) 成年被後見人とは？

世の中には、重い精神障害のために、それこそ一億円と一円の区別もつかないような人が実在している。そういう人を保護するために**家庭裁判所**が、この人を成年被後見人とします。という審判(これを後見開始の審判という)をする。(第7条)そうすると、その人は成年被後見人となる。

成年被後見人のまとめ

精神障害の為に判断力(事理を弁識する能力)が欠け、家庭裁判所から後見開始の審判を受けた人(重度の認知症患者など)。

そして、成年被後見人には、成年後見人という保護者がつけられる。この場合、家庭裁判所が後見開始の審判の際に、これを選任することになっている。(第8条) この成年後見人も法定代理人である。

なお、未成年後見人(第857条の2)及び成年後見人は**複数**を選任することができる。また**法人**を選任することが可能となった(未成年者の場合も同様である)。

用語

- 精神障害**:認知症・……・知的障害・精神障害等のこと。
- 事理を弁識する能力**…法律行為をすることの意味を認識、判断(弁識)できる能力のこと。
* 契約に対する判断能力と理解しておこう。

(2) 審判の申し立て権者

後見開始の審判を家庭裁判所に申し立て出来る者は、**本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人、検察官**(第7条)が特別法により、**市町村長**も特に必要があるときは申し立てすることが出来る。

もし判断力があつたら!?

判断力のことを法律の世界では、事理を弁識する能力という。成年被後見人もときには能力を回復することがある。それでも**後見開始の審判が取消されない限り**成年被後見人である。だから**判断力を完全に回復している間やった契約でも取消せる。**

5. 保護者の権限

(1) 代理権

成年後見人は、成年被後見人に代わって契約できる(第859条1)。

ただし、成年後見人は、成年被後見人に代わって、その**居住の用に供する建物**または、その**敷地**または**抵当権**の設定その他これに準じる**処分**をするには、**家庭裁判所の許可**を受けなければならない。この規定は、保佐人と補助人にも適用される(第876条)。

(2) 同意権なし

成年被後見人という人は未成年者よりも、もっと判断力が弱い人である。

たとえば、保護者である成年後見人から、「貴方の家を一億円で売っても良いですよ。」という同意を与えたとしても、一円で売ってしまうかもしれない。

そこで、未成年者の場合と異なり、たとえ成年後見人の同意を得た上の契約であっても取消せるとしている。さらに権利を得るだけの契約や義務を免れる契約も未成年者と異なり 取消し得ることになっている。行為の意味さえ理解できないからである。

よって、単に権利を得る行為でも、法定代理人のチェックを受けることにしている。

(3) 追認権あり

追認する事が出来る。この追認がなされると成年被後見人の行為といえども確定的に有効となる！

(4) 取消権あり

成年被後見人の行った行為は**全て取消す事**が出来る。

(5) 取消権者

本人と後見人だけ。

この場合、成年被後見人自身が取消す時は後見人の同意は必要なし！

(6) 取消権が行使されると。

その行為は最初から無効であったこととみなされる。

ただし、その場合、成年被後見人の方は、その行為によって現に利益を受けた限度において相手に返還すれば良い。

例 制限能力者が土地を売却して3,000万円を受けとったが、そのうち200万円を浪費してしまったときは、残りの2,800万円を返還すれば足りる。不公平のようであるが、制限能力者の取消しを容易に出来るようにしようという趣旨からからこのように定めてある。

ただし、生活費に使った場合は返却しなければならないと解されている。生活費は、どうせ必要な費用であるからである。

重要ポイント

成年被後見人は日用品以外の契約は一人で**完全に出来る行為は何もない！**どうしても！**成年被後見人と契約をしたかったら！**全ての法律行為は成年後見人の代理が、または追認してもらうかのどちらかになる。

未成年者と成年被後見人の違い

その1 法定代理人の同意を得てやった契約も取消しうるか？

未成年者 ⇒ 取消せない

成年被後見人 ⇒ **取消せる**

その2 損しない契約も取消せるか？

未成年者 ⇒ 取消せない

成年被後見人 ⇒ **取消せる**

6. 被保佐人

(1) 被保佐人とは

成年被後見人ほどではないが、精神障害のために、独り立ちするにはちょっと無理な人が世間には実在する。このような人を保護するために**家庭裁判所**が保佐開始の**審判**をする(第11条)。

被保佐人とは

精神障害の為に判断力が著しく不十分な者で、家庭裁判所から保佐開始の審判を受けた人。

※被保佐人には、保佐人という保護者がつけられることになっている(第12条)。

ここがポイント

成年被後見人と同じく家庭裁判所の審判がない限り、被保佐人となることはない。また、審判の取消しがない限り、能力を回復する事はない。

(2) 被保佐人のした契約

被保佐人は、独り立ちにはちょっと無理といっても、未成年者や成年被後見人よりはしっかりしている。

つまり、ある程度の能力はある。そのため原則として単独で有効な契約を締結する事ができるようになっている。

しかし、**財産上重要な契約**は、単独でやると**取消しの対象**となっている。

ここがポイント

一定の重大な契約をするときだけ保佐人の同意を得なければならず、同意なしにやった契約は取消す事が出来る(第13条)。この一定の契約は第13条1項に規定されている。

※ただし、日常生活に関する契約は、単独で出来る。

☆保佐人の同意が必要な行為☆

民法第13条1項

1. 元本(元金や不動産など)を受け取ったり、これを利用したりすること。
2. 自ら借金したり他人の保証人になること。
3. 不動産や重要な動産について、権利を持ったり、失ったりする目的とした行為をすること。
4. 裁判や訴訟すること。
5. 贈与をしたり自ら和解をしたり、あるいは争いの仲裁を頼む、という契約をすること。
6. 自分の相続を承認し、あるいは相続の放棄をすること。
7. 他人からの贈与、遺贈(遺言によって財産を貰う事)を拒絶し、負担付贈与や負担付き遺贈を受ける事。ただし、普通に遺贈、贈与うけるには保佐人の同意を要しない。
8. 建物の新築、改築、増築、大修繕をすること。
9. 山林 10年、短期賃貸借(土地:5年以内 建物:3年以内)の期間を超えた賃貸借契約をすること。
10. 1～9の行為を制限行為能力者の法定代理人としてすること。(改正)
11. その他、家庭裁判所が本人(被保佐人)に特別の制限を加えた行為。

ここに注意

宅地5年ちょうど、建物は3年ちょうど賃貸借は、短期賃貸借！被保佐人が、単独でやっても、契約は有効になる点に注意。

なお、家庭裁判所は、場合により上記以外の行為でも保佐人の同意が必要と判断すれば、その行為を審判にあたって追加することができる(第13条2)。

第13条1項以外の契約とは

自分ひとりで契約できる。もちろん保佐人の同意は不必要！

第13条1項

被保佐人が**一定の重要な法律行為**をするときは、その保佐人の同意を得なければならず、自分が勝手に単独で行なってはならない。

保佐人の同意が必要な行為について、保佐人が被保佐人の**利益を害するおそれがない**にもかかわらず同意をしないときは、**家庭裁判所**が被保佐人の請求により、保佐人の同意に代わる許可をすることができる(第13条3項)。

ここに注目

被保佐人が単独でした時効完成前の債務の承認は、管理行為なので単独でやっても取消せない。債務の承認は時効更新という効果が生じるが、これだけでは財産上重要な行為といえないからだ。

これに対して、時効完成後の承認は、結論が異なる。時効完成後に債務の承認をすると、承認をした債務者が時効の完成を知らなくても、時効の援用が出来なくなる。債務者が「私は債務を負っていますよ」と承認すれば、債権者は支払ってもらえると期待することになり、その債権者の期待を保護する必要があるからだ。

つまり、債務者は「時効が完成したから払わない」と言うことができなくなる。これは、財産上重要な行為だ。そのため被保佐人が単独で「時効完成後に債務の承認」をすると、取消すことができる。ということになる。制限能力者制度は悪までも弱者を守る制度なのだ。

7. 保佐人の権限

(1) 取消権

被保佐人が保佐人の同意なしに行った契約を誰が取消せるかという点と本人と保佐人である。

(2) 追認権

被保佐人が保佐人の同意なしにやった重大な契約も、保佐人が追認すると取消せなくなる。

(3) 代理権

原則、代理権はない。

家庭裁判所は、被保佐人、保佐人の請求により、被保佐人のため**特定の法律行為**について保佐人に代理権をつけ与える旨の審判(付与の審判)ができる(第876条4)。

ポイント 被保佐人は、同意なしにやった大損する契約だけ取り消せるということになる。

8. 審判の申立権者

成年被後見人とほぼ同じ

9. 被補助人

精神上の障害により、判断能力(事理を弁識する能力)が**不十分な者**で、一定の者の請求(**本人**以外の者の請求のときは**本人**の同意が必要)によって家庭裁判所から補助開始の**審判**を受けた者をいう(第15条)。

これを保護する者を**補助人**という。家庭裁判所が補助開始の審判の際に、これを選任する(第16条)。同様に家庭裁判所により**補助開始の審判の取消**を受けることにより、能力者となる。

10. 被補助人開始の審判の効果

被補助人には必ず補助人が付く。そして家庭裁判所は被補助人開始の審判とともに、補助人に**同意権**または**代理権の一方**または**双方を付与する旨の審判をしなければ成らない**。

(1)審判の申立人と本人の同意

①補助開始の審判の申立人は、本人、配偶者、4親等内の親族、後見人(未成年後見人・成年後見人)、後見監督人(未成年後見監督人・成年後見監督人)、保佐人、保佐監督人または検察官である(第15条1項本文)。

本人以外の者の請求により補助開始の審判をする場合には、**本人の同意**が必要である(第15条2項)。これは、自己決定の尊重を理由とする。

②補助人に**権限を付与する審判**をする場合にも、自己決定の尊重の観点から、**本人の申立て**または本人以外の申立の場合は本人の**同意が必要とされる**(第17条2項、第876条の9第2項)(第17条1項、第876条の9第1項)。

(2)被補助人の行為能力

保護者である補助人に同意権を与えた場合、被補助人に対する行為能力の制限の範囲は、**民法第13条1項所定の行為の一部に限られる**

なお、補助人の同意を要する行為について、補助人が被補助人の利益を害する恐れがないにもかかわらず補助人が同意しないときは、被保佐人と同様家庭裁判所が補助人に代わって許可をすることができる。

(3)取消権

補助人が同意権を有するときは、その同意なくしてなされた特定の法律行為について、補助人に取消権が認められている。(同条4項)。**取り消すことができる者**(取消権者)は、被補助人本人(その承継人)および補助人である(第120条1項)。

(4)代理権付与のみの場合

なお、補助人に代理権のみが付与されて同意権が付与されない場合には、**被補助人**の行為能力は**制限を受けない**。つまり、被補助人は、**完全に単独で行為をすることができる**。

(5)代理権の範囲

被補助人のために特定の法律行為について補助人に代理権を付与する旨の審判ができる(第876条の9)。代理権の対象となる特定の法律行為は**第13条1項のものに限定されない**。

重要 無効と取消の違い

無 効	取 消
法律行為の効果は初めから何も生じない。	初めにさかのぼって効力を否定すること。 (初めから無効として取り扱う)
<ul style="list-style-type: none"> ●無効の主張は不要(当然に無効) ●期間の制限はない。 ●追認しても効力は生じない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●従って取消すまでは一応有効。 ●取消権者の取消が必要。 ●期間の制限がある。 ●追認により有効が確定する。

【制限能力者制度のアウトライン】

	被 補 助 人	被 保 佐 人	成年被後見人
内 容	精神上の障害により 事理を弁識する <u>能力</u> <u>が不十分な者</u>	精神上の障害により 事理を弁識する <u>能力</u> <u>が著しく不十分な者</u>	精神上の障害により 事理を弁識する <u>能力を欠く</u> 状況にある者
審 判	本人の同意が 必要	本人の同意は 不要	本人の同意は 不要
保護者	補助人	保佐人	成年後見人
取消権の範囲	当事者が申し出た範 囲内で家庭裁判所が 定める特定の法律行 為	民法第13条1項の各 号左欄の特定行為	日用品の購入等、日常 生活に関する行為以外 の行為
同意権	取消権の対象と同じ	取消権の対象と同じ	
同意権者	補助人	保佐人	
同意権審判	本人の同意が 必要	本人の同意は 不要	
代理権の範囲	民第13条1項の範囲 とは限らない	当事者が申し出た範 囲(第13条1項)	財産に関するすべての 法律行為
代理権の審判	本人の同意が 必要	本人の同意が 必要	本人の同意は 不要

【制限能力者の保護者の権限のまとめ】

制限能力者	保護者	保護者の権限			
		同意権	取消権	追認権	代理権
未成年者	親権者 未成年後見人	○	○	○	○
成年被後見人	成年後見人	×	○	○	○
被保佐人	保佐人	○	○	○	△(注釈2)
被補助人	補助人	△(注釈1)			

(注釈1) 同意権の付与の審判あれば○

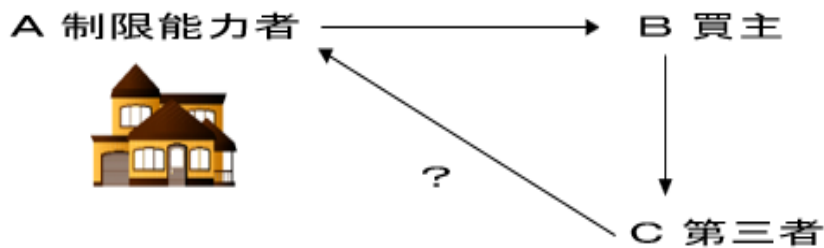
(注釈2) 代理権の付与の審判があれば○

11. 第三者との関係

第三者との関係について具体的に考えてみよう。

制限能力者Aが単独で自己所有の建物をBに売却し、Bは更にこの建物をCに売却したとする。

AはBとの契約を取消してCに建物を返せと主張できるだろうか？



答えは、返せと言えるのである！

どうしてかという、BがCに建物を売った後、Aは取り返せなくなるとしてはAの保護が不十分になってしまうからである。民法は徹底して制限能力者を保護する立場をとっている。Cには気の毒だが、建物をAに返さなければならない！

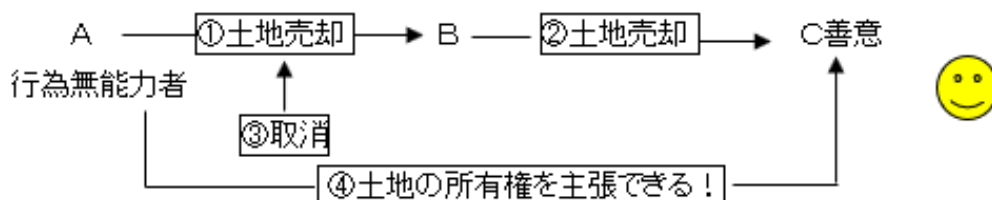
では、どのくらいAが保護されているか？

(1) 取消した契約は、始めから**無効**であったと見なされる。

(2) 取消しできるのは、制限行為能力者の保護者、本人の承継人(相続人等)また**制限行為能力者本人**も取り消しできること(第120条)に注意！

制限行為能力者と取引した相手がたには取消権はない。

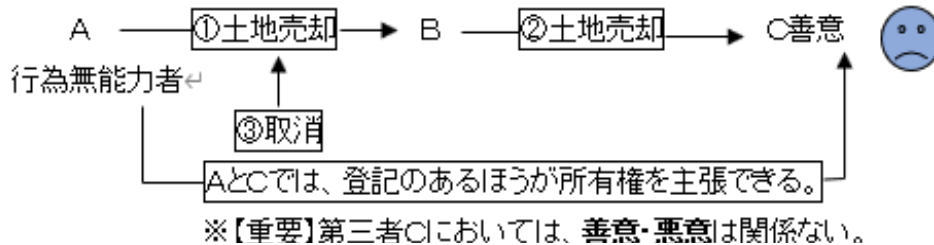
(3) 取消しに基づく無効は、**善意**の**第三者**にも**対抗**できる！



(4) **登記がCにあっても返還を主張できる！**

(5) 取消後の第三者

注意 先ほどの例は、AがBに土地を売却し、次にBがCに土地を売却した後の取り消しであり、次は、AがBに土地を売却し、Aが契約を取消した後に、BがCに土地を売却した場合の取り扱いは？



BC間の契約 { Aが**後**に取消 → 登記に関係無く**善意の第三者**に対抗できる！
 Aが**前**に取消 → 登記のある方が勝ち！

ポイント

- ①その理由は、契約を取消したにもかかわらず、登記をそのままにしていたAも悪い！
- ②制限能力者の契約の取消は、**善意の第三者に対抗できる**。

重要整理

用語	<p>善意 ⇒ 善意とは善人という意味ではなく、「知らない」という意味。反対に、悪意といえば、悪人という意味ではない。「知っている」という意味。</p> <p>対抗 ⇒ 主張するという意味。</p>
ポイント	<p>Cが善意であることについて過失(不注意)がなかったとしても(善意無過失)AはCから建物を取り返せる。</p>
ポイント	<p>Cが建物の所有権移転登記を得ていたとしても、AはCから建物を取り返せる。</p>

12. 催告

1. 催告権

制限能力者と契約した相手方は、いつ契約を取消されるか分からない不安な立場に立たされている。制限能力者の保護も大切であるが、制限能力者と契約した相手方の立場も考えてあげる必要がある。そこで、相手方は、取消または、追認かをはっきりさせる権利を相手方に与えられている。この権利を**催告権**という。

ポイント 催告できる相手は、誰か？

相手方の催告権

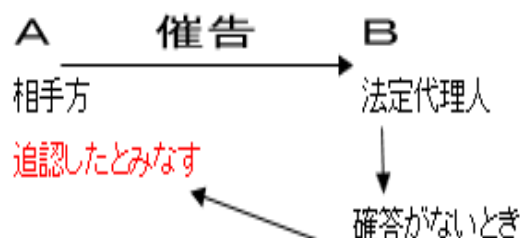
- ① 制限能力者と契約した人は、保護者に対して**1ヵ月以上**の期間を付けて追認するかどうか答えると催告できる。もし、期限までに答えがないと、契約は**追認されたことになる**。(第20条1項2項)
- ② 被保佐人と契約した人は、被保佐人本人に対して、**1ヵ月以上**の期間を付けて「保佐人の同意を得て来い！」と催告できる。もし、期限までに**同意**を得た本人からの答え(追認)がないと、契約は**取消されたことになる**。(第20条4項)

※この催告権は、未成年者、成年被後見人、被保佐人・被補助人に共通する問題である。

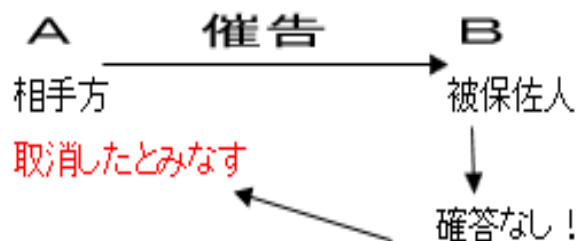
(1) 制限能力者が依然として無能力者の場合の催告！

未成年者、成年被後見人に対する催告は、回答の有無にかかわらず何の効果も生じない！
これらの者には意思表示の受領能力がなく、催告の意味を理解出来ないからである。

具体例 1 制限能力者が依然として、無能力者である間に、その法定代理人に対して1ヶ月以上の猶予期間を与えて催告した場合。

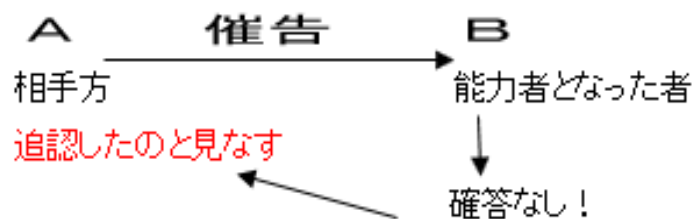


具体例2 被保佐人に対して、一ヶ月以上の猶予期間を与えて、保佐人の同意を得て追認するよう催告した場合。



(2) 制限能力者が能力者となった場合！

制限能力者が能力者となった後、その本人に対して一ヶ月以上の猶予期間を与えて催告した場合。



2. 効果

- ① 有効に追認がなされると、**完全に有効**なものとなり、もはや取消すことは出来なくなる。
- ② 追認は取消しの原因の状況の**やみたる後**になされなければならない。

例 制限能力者の場合 ⇒ 能力者になった後となる。
 瑕疵ある意思表示をした者の場合 ⇒ 詐欺、強迫、錯誤を脱した時。

注意 法定代理人が追認した場合はそのような制限はない。

覚える 特に②が大事

重要整理		
<ul style="list-style-type: none"> ●誰に対して催告するのか！(①催告の相手) ●確答がないとどうなるのか？(②効果) 		
契約の相手	①催告の相手	②効果
未成年者 成年被後見人 被保佐人 被補助人	保護者	追認
被保佐人 被補助人	被保佐人本人 被補助人	取消し

用語 追認

取消し得る法律行為を取消さない旨の、すなわち取消権の放棄の意思表示ということができる。追認は制限能力者本人が行う場合は、能力が回復した後でなければ追認の効果は生じない。ただ、被保佐人、被補助人は保佐人、補助人の同意を得て追認することができる。法定代理人はいつでも追認することが出来る(第122条)。

追認権のまとめ

- 法定代理人 ⇒ いつでも追認できる
- 制限能力者本人 ⇒ 審判が取り消された後
- 被保佐人・被補助人 ⇒ 保護者の同意を得た後であれば単独で追認できる。

理解 何故上の表のような違いが出るのか？それは、単独で追認できる人に対する催告なら答えがなくても追認とみなせるが、単独では追認できない人に対する催告の場合までそうしてはかわいそうだからである。

- | | | |
|---|--------|---------------|
| { | 保護者 | → 単独で追認できる。 |
| | 被保佐人本人 | → 単独では追認できない。 |

注意 無効な行為の追認: 無効な行為は、追認よっても効力を生じないが、当事者がその行為が無効であることを知って追認したときは、新たな行為をしたとみなされる。

13. 法定追認

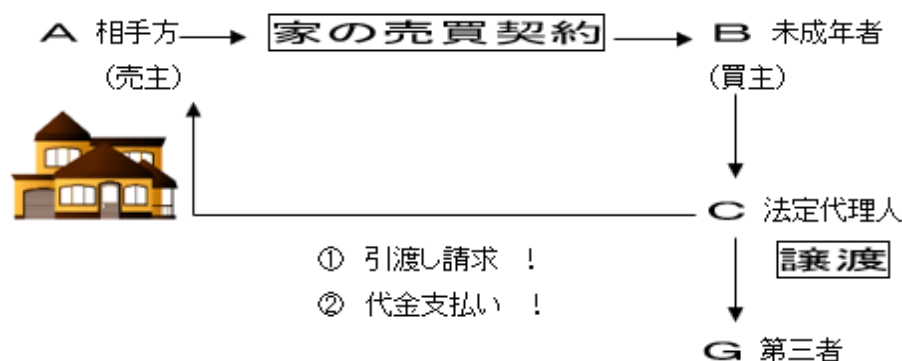
追認できる者が、一定の行為をした場合は追認があったものとみなされ、もはや取消しが出来なくなることを法定追認という。

一定の行為とは何か？（第125条）

制限能力者が契約した後で、保護者がつぎの行為をやると、その契約を追認したものとみなされる。

- ①相手方に契約の履行を請求する。
- ②こちらから契約を履行する。
- ③契約によって手に入れた物を第三者に譲渡する。

メモ 未成年者Bが、法定代理人Cの同意を得ないでAから家を買ったとする。この契約は取消せる。ところが、法定代理人Cが、相手方Aに、家の引き渡しを請求したらどうなるか？
家の引渡しを請求すると、当然、その前提としてAB間の契約を追認した上でのことだとみることができる。同様に、CがAに代金の支払い（履行）し、Cがこの家を第三者Gに譲渡したりする場合も、CがAB間の契約を追認したものとみなすことにした。



※本人(B 未成年者)とは？

本人Bが請求、履行、譲渡をしたらどうなるか？

もちろんこれは法定追認とはならない。

しかし、Bが成年になってから請求、履行、譲渡をした場合には、法定追認となる。取消せなくなる！

14. 取消権の喪失

制限能力者の保護も大切だが、嘘をついた制限能力者まで保護する必要はない。制限能力者が能力者であることを信じさせるために、詐術(騙す手段)を用いて相手方を信用させた場合は、公平の観点から、その法律行為を取消することができなくなる(第20条)。

要件

(1) 能力者であると信じさせること！

- ① ここには、文字どおり、能力者と誤信させる場合と
- ② 代理人または保佐人の同意があったと誤信させる場合とがある。

(2) 詐術を用いること。

具体例

- 積極的詐術の手段を用いた場合たとえば、変造した戸籍抄本偽造、偽の同意書、他人に嘘の証言をさせる事などが上げられる。
- 能力者である旨を述べた場合。
- 無能力者であることの発覚を阻止する場合。
- 他の言動とあいまって相手から誤信を強めるような黙秘をした場合。

注意 自分が制限能力者であることを単に黙っていただけでは、偽った事にならない。

15. 取消権の消滅

取消しできる行為については、取消権者が取消し、追認のいずれかをなすままでは、そのまま取消しうる状態が継続することになり、その間、相手方および第三者は不安定な状態におかされることになる。そこで、このような状態が長期にわたって放置されることを阻止するために、取消権の行使に時間的制約を設けたものである。

1. 取消権の消滅の内容(第126条)

a. 追認し得る時から5年間

b. 行為の時から20年間

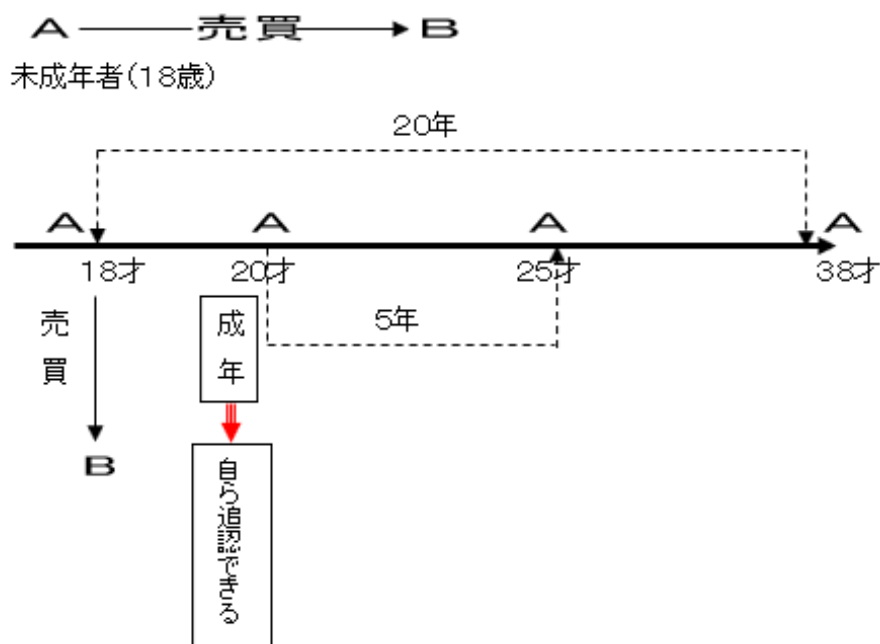
権利を行使しないと取消権は消滅する！！

そして、この5年、20年のうち先にその期間が到来した時点で取消権は消滅する！

※追認をなしうる時とは？

- 1. 未成年者が成年になること、
- 2. 後見開始の審判、保佐開始の審判が取消される事。

具体例



5年の期間が先に到来するから、25歳で取消権は消滅する。

2. 行為の時から20年を経過した時は、取消権は消滅！

具体例

A ——— 売買 ———> B

成年被後見人(21歳)



※20年の期間が先に到来するので、41再で取消権は消滅する。

16. まとめ

相手方の催告権

	未成年者	成年被後見人	被保佐人	被補助人
本人が能力者になった後	すべて本人に催告 (解答がなければ追認とみなす)			
本人が権限能力者の間	法定代理人に催告 ↓ 解答がなければ追認とみなす		保佐人・補助人催告 ↓ 解答がなければ追認とみなす	被保佐人・被補助人も催告できる ↓ 解答がなければ追認拒絶

法定追認

- ① 全部又は一部履行
- ② 履行の請求
- ③ 更改
- ④ 担保の供与
- ⑤ 取消することができる行為によって取得した権利の全部又は一部の譲渡
- ⑥ 強制執行

